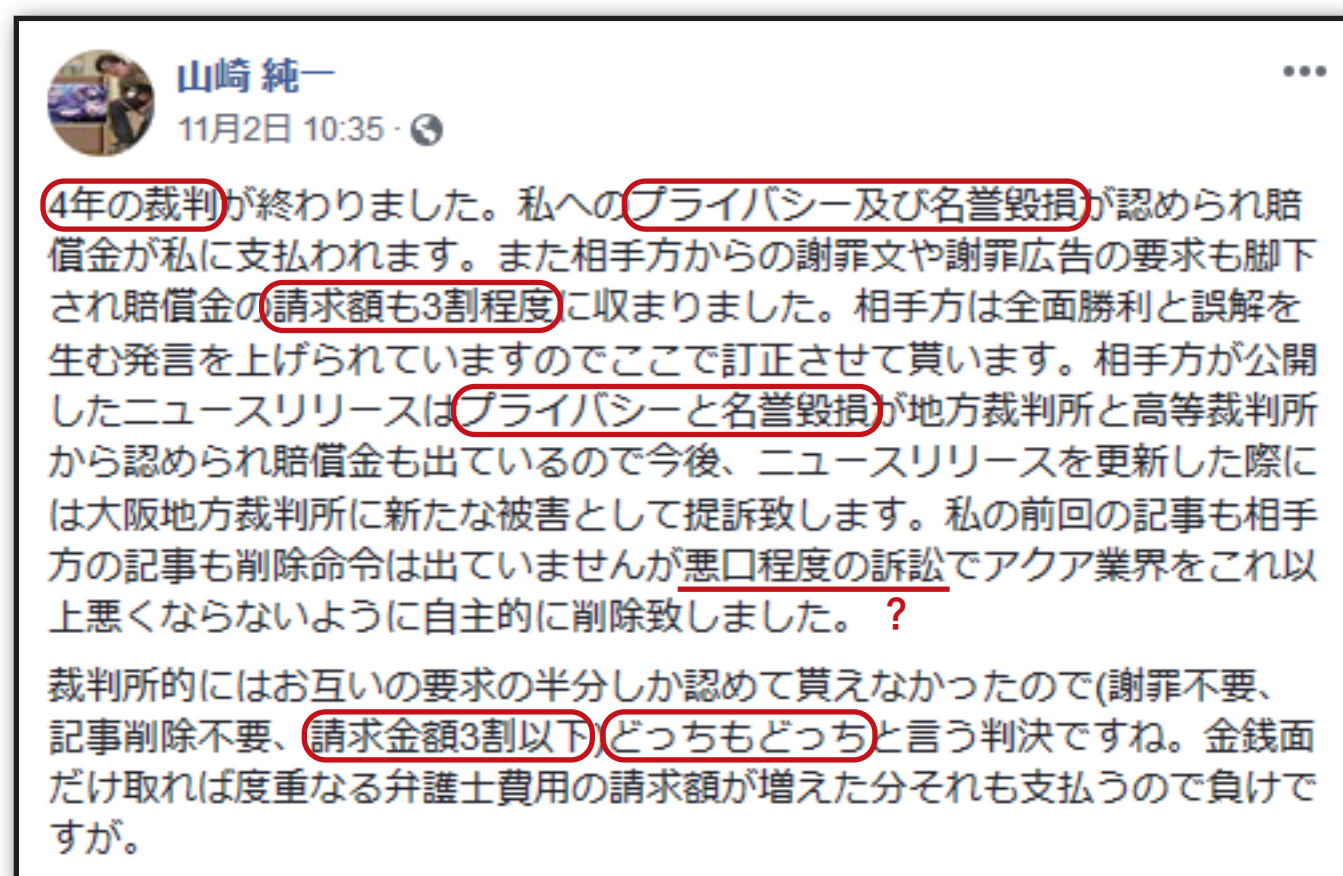


■お問合せやご心配を受け、被告のfacebook投稿の虚偽部分について、添削して訂正いたします

これは10月の高裁判決確定後に当1. 023world facebookへ訴訟終了を報告した直後に被告が投稿したfacebook記事です。対処を考えていたら、一旦は削除されたので弁護士から警告されたかなと思ってましたが、数日後にまた復活しました。判決文を見てないか弁護士の説明が悪いかわかりませんが、相変わらず虚偽の内容が目立つため当方で添削して訂正します。



1. 「4年の裁判」について

当方から被告へ和解提案を提示したのが2017年1月、交渉決裂し訴訟を提起したのが2017年7月なので、被告の裁判期間は約2年半、長く見ても3年未満です。一方、当方は2015年11月から事件に係わるため4年です。

2. 「プライバシー侵害と名誉毀損」について

被告からの反訴の請求2で認められた22万円は、当ニュースリリースで記載した被告の氏名や住所に対するプライバシー侵害のみです。一方、訴訟内容を公開した行為については当初の思惑通り1審・高裁共に「公共の利害に係り、公益を図る目的」と見做され「名誉毀損としての違法性はない」と認定されました。これは所謂「名誉毀損の免責」であり、元々その条件を満たして作成していた成果です。そもそも名誉毀損が認定されていたら削除命令が出ていたでしょう。

3. 「請求3割」について

1審では当方の請求計約650万に対して認定が約110万(2割弱)、高裁では当方の請求計約380万に対して認定が計約180万(5割弱)でしたので、何が3割なのか記述の意図が解りませんでした。ただ、被告については220万請求で22万認定でしたので、被告の言葉を借りるなら「被告は1割だった」と付け加えておきます。

4. 「どっちもどっち」について

本件は被告目線で見れば「2chで名誉毀損してたら開示されて身バレした」という事件であり、そもそもバレた時点で詫びて反省するのが筋です。例えば別の犯人Bからは開示後に自主的な謝罪があり、その後の訴訟でも和解に至りました。しかし被告からは謝罪はなく、その機会を与えるべく送った和解提案(慰謝料+謝罪広告)に対しても反抗して決裂したため、まずは被告に代わって当方の名誉回復のためのニュースリリース(被告の謝罪広告の代役)を公開した次第です。なお公開については提案の中で「決裂時の対処」として予め通知してあり、言わば了承の上での公開です。そしてその後、被告に対する損害賠償請求訴訟を開始しましたが、それに対しても移送申立や反訴という対抗姿勢を崩さず、挙げ句ブログやfacebookで更なる名誉毀損を繰り返したため、当方からも再反訴を提起した次第です。なぜ被告が非を認めずここまで頑なに対抗してくるのか謎で、被告との訴訟は本当に疲弊しました。結果、本訴は1審・高裁共に被告による名誉毀損を認め、高裁では営業誹謗行為も認定されました。一方被告の反訴による当ニュースリリース削除請求は1審・高裁共に棄却され、また1審で棄却された再反訴は高裁で逆転し被告のブログも名誉毀損と認定しました。もし当方に削除命令が出たり、被告に謝罪広告命令が出れば、いずれにしても当ニュースリリースは削除する予定でしたが、結果として残すことが適ったので、謝罪広告の棄却は相殺できたと考えています。また、プライバシー侵害の22万円も、上告して最高裁で棄却させるべきでしたが、今回の高裁での再反訴の逆転判決で認定された33万円で相殺できたと考えることにしました。実際、被告の弁護士からは「相殺払いをしたい」と要請があったので、実務としての当方からの出金はありません。

まとめると、決して「どっちもどっち」等と看過できる事案ではなく、あくまでも当方=被害者、被告=加害者の構図は変わらず、今回の被告のfacebook投稿はこの期に及んだ印象操作や歪曲だにご理解ください。とは言え、今回このように詳細に訂正する大義名分ができたことは結果オーライだったと前向きに捉え、まずはご心配をお掛けした皆様に心よりお詫び申し上げます。

ちなみに、裁判で認定された被告の2chへの投稿数は22件(25時間)でしたが、当初は該当の7件だけを認めつつ「数回」と公言したり、後半では「10回ちょい」へと表現が変わる等、記憶が曖昧なのか数え切れないのか、信憑性のない発言を繰り返してました。

同一記事内の文言(2016年10月)

今回、問題となった2ちゃんねるを貼ります。読んで見ると私が被害者である事がわかるはず。普段は見ないのですがまたまた見てしまい疲れていたせいか夜中から深夜だけ投稿「あーん(同ID含)なっているのが私が対抗言論したレス それ以外は私ではないです。」

当方は多忙の為に対抗言論を数回行ったがそれ以外は一切投稿していない。毎日忙しいから一々2ちゃんねらーに構ってられないから。

知らされた当時、某2ちゃんねるでべっぴん叩きをされ、スレ違いにムカ付き10回ちょい程討論となり1に不祥にも訴えられてしまいました。別に2ちゃんねるの投稿に違法性はなく、その投稿が名誉毀損にあたるか表現の自由にあたるのか争点になる。

今年知れたの根拠証拠 & 2018年4月や2019年4月の記事に何度も登場した同じ文言(コピペ)
さようなら

当ニュースリリースに反応してたびたび被告がブログへ投稿した内容から抜粋(魚拓より)